保安林の指定予定.....

公有水面埋立地の用途変更の許可......

土地改良区の役員の住所変更

県三

民地

局域

:

Ħ.

出

先機

関

右

同

基本測量の終了.....

(監

理

同

:

(港湾空港課) ...

껃 \equiv

林

政 課)

:

青森県告示第三百号

告

示

平成十九年 (水曜日)

児童福祉法による知的障害児施設の指定 身体障害者福祉法による医師の指定..... 介護保険法による研修実施機関の指定. 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定. 介護保険法による介護老人福祉施設の指定. 介護保険法による居宅サービス事業者の指定...... 生活保護法による指定施術者の施術所の所在地変更の届出 生活保護法による施術者の指定..... 生活保護法による医療機関の指定...... 示 次 (障害福祉課) ... 保高 政健 同同同除輸 同策福 同 同 : : : : : : : \equiv 三

告

目

第二千七百六十三号 号の規定により告示する。 のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一

生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第四十九条の規定により、

医療扶助

平成十九年四月四日

まごころ薬局

八戸市類家一丁目三の四

平

成六

=

名 称 又 は 氏 名

所 在 地

又 は 住

所

指定年月日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定した 青森県告示第三百一号 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十五条において準用する同法第

平成十九年四月四日

ので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

青森県知事 Ξ 村 申 吾

| 蔦林 | 氏 |
|---------------------|---------------|
| 祐二 | 名 |
| 四の一八戸市吹上三丁目 | 住 |
| つたや接骨院 | 施術所の名称 |
| 一四の三九 八戸市城下四丁目 | 施術所の所在地 |
| 元平 • 成 亭 一 | 年指 月 日定 |

青森県告示第三百二号

届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。 五十条の二の規定により、次のとおり指定施術者から施術所の所在地を変更した旨の 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十五条において準用する同法第

平成十九年四月四日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

| 変更後 | 変更前 | 区分 |
|------------------|--------|----------------|
| 往前 | 氏 | |
| 治生 | 名 | |
| 四五の三 | 住 | |
| \equiv | 所 | |
| 谷 鹿虫 | 施術所の名称 | |
| 末一丁目八三 黒石市ぐみの | 黒石市岩木町 | 所施 在所 地の |
| 元平 ·成 四 | | 年変 月 日更 |

青森県告示第三百三号

より公示する。 のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定に 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第四十一条第一項本文の規定により、次

平成十九年四月四日

青森県知事 \equiv 村 申 吾

| 会法社 人会 宏福 仁祉 | 組生青 合活森 協保 同健 | 氏名 称 又は | 指定居宅 |
|---|-------------------------------|----------------|-----------------|
| 堂六三の二三 大字小湊字薬師 東津軽郡平内町 | 丁目九の二 | 所在地又は住所主たる事務所の | 指定居宅サービス事業者 |
| 生短 活期 介入 護所 | シビ通 ョリ所 ンテリ | 類 b | ご居 ス宅 Dサー |
| 倶楽部 ホーム 夜越山 は し | リセンター 協立クリニッ | 名称 | 事業所ビ |
| 七七の三 大字浜子字堀替 明本 | ートビル東大野 丁目三の七サポ 青森市東大野二 | 所 在 地 | こス事業を行う |
| 一九二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二 | 元 平 市成 三 三 | 年月日 | 指 定 |

青森県告示第三百四号

示する。 次のとおり介護老人福祉施設を指定したので、同法第九十三条第一号の規定により公 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第四十八条第一項第一号の規定により、

平成十九年四月四日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の九第一号 青森県告示第三百五号 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第五十三条第一項本文の規定により、 夜越山倶楽部 特別養護老人ホー 名 称 Δ 東津軽郡平内町大字浜子字堀替七七の三 開 設 の 場 所 平成元・ 指定年月日 亭岩 次

の規定により公示する。

平成十九年四月四日

| 介護予防サービス | |
|------------------------|-------|
| | |
| 介護予防サービ | 青森県知事 |
| ビス事業 | Ξ |
| 業を | 村 |
| | 申 |
| | 吾 |

| 青森林 | | ポ <i>ァ</i> 有 Iミ限 | 会会人社福五会 | 会会人社 福五会 | 氏名 | 毒北 |
|--|------------------------|--|---|----------------------------------|----------------|--|
| 同保 組健 合生 | 芒法 会人 社 | トリー サー サフ | 福五会 祉戸福 協町祉 議社法 | 祉戸福 協町祉 議社法 | 称 又 名は | 事業定者 |
| 丁目九の二青森市東大野二 | 目一四の一四 八戸市石堂一丁 | 丁目二六の六八戸市湊高台七 | 六 一 | 六 鍛冶屋窪上ミ三 三戸郡五戸町字 | 所在地又は住所主たる事務所の | 者がサーヒス |
| ンビ通介 ヨリ所護 ンテリ予 ー 八防 | 訪問 問 所 護 防 | 通介 所 所 養 防 | 通 所 介 護 防 護 | 訪問 問 介 護 所 護 防 | 類と | 介護 三 で で で で で で で で で で で で で で で で り で り |
| ター ツー リセ リセ シー シー カー カー カー カー カー カー カー カー カー カー カー カー カー | ョン リステーシ リンテーシ | ンサー イヤー オートー サーク ビスディー スティー スティー スナイ カー・ファイ カー・ファイ カー・ファイ カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カ | カー カー カー インター インター インター インター インター インター インター インタ | ョーステー シパ | 名称 | 行う事業所 |
| ートビル東大野 丁目三の七サポ 青森市東大野二 | 目一四の一一 一丁 | 一 町栗沢道三三の 八戸市大字白銀 | 神道前一五の四三戸郡五戸町大 | 神道前一五の四字倉石中市字幸 | 所 在 地 | 所 ピス事業を |
| " | " | " | " | 元 平 ・成 ・ 三 六 | 年月日 | 指定 |

人宏仁会 仁会祖 法 堂六三の二三 大字小湊字薬師 京主薬師 生短介 活期護 介入 護所防 越山県 外別 長期 養護 を 七七の三 大字浜子字堀替 東津軽郡平内町 売

亭岩

寺井

康詞郎

央病院

青森県告示第三百六号

次のとおり更新研修の実施に関する事務を行う者を指定したので、介護保険法施行令 (平成十年政令第四百十二号) 第三十五条の十第三項の規定により公示する。 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第六十九条の三十三第一項の規定により、

平成十九年四月四日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

| 平成二む。三三 | 青森市新町二丁目八の二一 | 介護支援専門員協会特定非営利活動法人青森県 |
|---------|--------------|-----------------------|
| 指定年月日 | 主たる事務所の所在地 | 名称 |

青森県告示第三百七号

り次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則 三月青森県規則第二十六号)第五条の規定により告示する。 身体障害者福祉法 (昭和二十四年法律第二百八十三号) 第十五条第一項の規定によ (昭和六十二年

平成十九年四月四日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

| | 近 江 | E | £ |
|----------|----------------------|-----|----------|
| | 洋嗣 | ŕ | 3 |
| 十和 | 弘国独 前立立 | 名 | 勤 |
| 田市立中 | 病病院院 機法 構人 | 称 | 務す |
| 十和四 | 町弘 | 所 | る病 |
| 田市西十 | 市大字富 | 在 | 院 |
| <u>±</u> | 富野 | 地 | 等 |
| 泌尿器科 | 自整由形 | Ė | |
| 器科 | ¹⁾ 外 科 | 頖 | 旁 |
| (じん臓 | (肢体不 | 禾 | |
| 臓 | | E | 1 |
| | 元平 • 成 □ | 年月日 | 指定 |

青森県告示第三百八号

番町一四の八

う機能障害)機能障害、ぼうこ

"

次のとおり知的障害児施設を指定したので、同法第二十四条の十八第一号の規定によ 児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号) 第二十四条の1 |第一項の規定により、

り公示する。

平成十九年四月四日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

| 八甲学園 | 名称 |
|---------------|-------|
| | |
| 青森市大字横内字桜峰六三の | 設 |
| (字横内) | 置 |
| 子桜峰六 | の |
| | 場 |
| | 所 |
| 平成六 | 指定年月日 |

青森県告示第三百九号

ので、 農林水産大臣から、 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。 次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があった

平成十九年四月四日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

保安林予定森林の所在場所

保安林指定の目的 上北郡野辺地町字獅子沢四五の一

水源のかん養

Ξ 指定施業要件

- 立木の伐採の方法
- 主伐に係る伐採種は、 定めない
- る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする

町役場に備え置いて縦覧に供する。 「次のとおり」は、 省略し、 その関係書類を青森県農林水産部林政課及び野辺地

青森県告示第三百十号

ıΣ |項において準用する同法第十 | 条の規定により告示する。 |月十七日免許した公有水面の埋立てについて、同法第十三条ノ二第一項の規定によ 公有水面埋立法 (大正十年法律第五十七号) 第二条第一項の規定により、 平成十九年三月二十七日次のとおり埋立地の用途の変更を許可したので、 平成九年 同条第

平成十九年四月四日

青森港港湾管理者 青

Ξ 村 申

吾

代表者 青森県知事

許可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 申請者の住所及び名称 青森市長島一丁目一の

代表者の住所及び氏名

2

青森市長島一丁目一の

青森県知事 三村 申吾

用途の変更に係る埋立地の位置、 区域及び面積

青森市安方二丁目一〇八及び本町三丁目一〇四の地先公有水面

2

における公有水面と中央ふ頭(+五・五メートル岸壁、+七・五メートル岸壁) 地点と の地点を結ぶ平成七年の秋分の満潮位 (D・L・+○・七二メートル) 公有水面と北防波堤との境界線、 の地点を結ぶ平成七年の秋分の満潮位 (D・L・+○・七二メートル) における 次の各地点のうち の地点から の地点までを順次に結んだ線、 の地点と の地点を順次に結んだ線及び の の地点と

との境界線により囲まれた区域

青森港北防波堤東灯台 度四五分○一秒四七○) から一九二度一七分四二秒五八三・三○メー (北緯四〇度四九分五六秒八一七、 東経一四〇

トルの地点

面積 の地点 の地点から一三四度五〇分二四秒一一六・〇三メートルの地点 の地点から二度〇四分二六秒九六・三三メートルの地点 の地点から一六六度四一分四六秒五〇・〇〇メートルの地点 の地点から一六六度四一分四六秒四〇二・〇九メー トルの地点 の地点から三五三度三四分一三秒五・一五メートルの地点 の地点から八四度三一分五七秒一三四・七三メートルの地点 の地点から三二九度二三分二四秒六〇・七〇メートルの地点 の地点から○度三○分○○秒一○・○○メートルの地点 の地点から二七〇度三〇分〇〇秒一七・一〇メートルの地点 の地点から○度三○分○○秒三○・○○メートルの地点 の地点から二七〇度三〇分〇〇秒二・九〇メートルの地点 の地点から○度三○分○○秒二八○・○○メートルの地点 の地点から九〇度三〇分〇〇秒二・九〇メートルの地点 の地点から○度三○分○○秒三○・○○メートルの地点 の地点から九〇度三〇分〇〇秒一七・一〇メートルの地点 の地点から一八度五三分〇二秒五九・九五メートルの地点

— 九 四三二・九九平方メートル 3

Ξ 用途の変更の内容

| 交通機能用地 | 地地 | 交流拠点用地 | ふ頭用地 | 用途 |
|----------------|---------------------|-----------|---------------|----|
| 埋立地の中央部を縦断する位置 | 埋立地の北側に位置埋立地の南西側に位置 | 埋立地の東側に位置 | 埋立地の西側の中央部に位置 | 配 |
| する位置 | 置 | | に 位置 | 置 |
| ー・〇ヘクタール | 二・〇ヘクタール | 六・三ヘクタール | 二・六ヘクタール | 規 |
| タール | タール | タール | タール | 模 |

青森県告示第三百十一号

(昭和二十四年法律第百八十八号) 第十四条第三項の規定により公示する。 国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があったので、 測量法

平成十九年四月四日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

作業種類

基本測量 (精密水準測量及び電子基準点調査作業)

作業期間

作業地域

(精密水準測量)

平成十八年五月八日から平成十九年三月九日まで

八戸市

(電子基準点調査作業)

むつ市 五所川原市

下北郡佐井村 東通村

東津軽郡平内町、 上北郡六ケ所村、野辺地町 今別町、外ヶ浜町

西津軽郡深浦町

中津軽郡西目屋村

青森県告示第三百十二号

(昭和二十四年法律第百八十八号) 第十四条第三項の規定により公示する。 国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があったので、 測量法

平成十九年四月四日

作業種類

青森県知事 \equiv 村 申

吾

基本測量 (国土調査に伴う基準点測量

作業期間

平成十八年六月十六日から平成十九年三月九日まで

Ξ 作業地域 五所川原市

出 先 機 関

土地改良区の役員の住所変更

項の規定により公告する。 八戸平土地改良区から、次のとおり役員の住所変更の届出があったので、同条第十七 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十六項の規定により、西

平成十九年四月四日

三八地域県民局長 中 島 勝 彦

| 理 事 | 区役 員 別の |
|--|---------------|
| 目澤 | 氏 |
| 喜 | 名 |
| 八戸市大字尻内町字内田二五の 新住所 ハ戸市大字尻内町字三条目一九 旧住所 | 住 |
| 内田二五の一三条目一九 | 所 |
| 平成二二0・二 | 年 月 日 |

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目一番七七号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円一銭 毎週月・水・金曜日発行